

Q2 パートやアルバイトについても、個人住民税の特別徴収をしなければならないのですか。

A2 原則として、前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けているパートやアルバイト等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、P1の項目2ただし書きa～fのような場合には普通徴収とすることができますので、個別に市町村にお申し出(給与支払報告書(個人別明細書)の該当欄へ該当符号を記載)ください。

- 例・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。  
 ・従業員が退職したため、翌年の給与からの特別徴収ができない。  
 ・毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。 …等

Q3 給与の手取額が少なくなると、従業員から苦情が出ます。本人の希望で普通徴収を選べないのですか。

A3 普通徴収は従業員が市町村から送付のあった納付書により金融機関等の窓口で税金を納める制度です。雇い主が特別徴収義務者の場合、従業員は普通徴収を選べません。

確かに手取額は少なくなりますが、年間に支払う税額は変わりません。わざわざ金融機関等に出向く必要もなく、納め忘れや延滞金の心配もありません。普通徴収は年4回納付ですが、特別徴収は毎月天引き納入なので、1回あたり納付額は少ないです。

## 11 お問い合わせ先

### ○特別徴収の推進の取組みに関するお問い合わせ先

京都府総務部税務課個人住民税担当 電話 075-414-4433

### ○手続きに関するお問い合わせ先

従業員がお住まいの各市町村個人住民税(特別徴収)担当

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
京都市	市税事務所 法人税務担当	075-213-5246	南丹市	税務課	0771-68-0004
福知山市	税務課	0773-24-7024	木津川市	税務課	0774-75-1203
舞鶴市	税務課	0773-66-1026	大山崎町	税住民課	075-956-2101 (代)
綾部市	税務課	0773-42-4235	久御山町	税務課	075-631-9926 0774-45-3908
宇治市	市民税課	0774-22-3141 (代)	井手町	税務課	0774-82-6163
宮津市	税務課	0772-45-1612	宇治田原町	税住民課	0774-88-6633
亀岡市	税務課	0771-25-5012	笠置町	税住民課	0743-95-2301 (代)
城陽市	税務課	0774-56-4021	和束町	税住民課	0774-78-3005
向日市	税務課	075-931-1111 (代)	精華町	税務課	0774-95-1916
長岡京市	税務課	075-955-9507	南山城村	税財政課	0743-93-0103
八幡市	課税課	075-983-1111 (代)	京丹波町	税務課	0771-82-3802
京田辺市	税務課	0774-64-1317	伊根町	住民生活課	0772-32-0503
京丹後市	税務課	0772-69-0180	与謝野町	税務課	0772-43-9020

○京都府、各市町村のホームページもごらんください

(京都府・市町村名 を入力) 特別徴収

検索 